



# 島根県報

平成20年 9月10日 (水)  
号外 第 106 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

(中 小 企 業 課)

## 告 示

### 島根県告示第745号

島根県中小企業制度融資要綱(昭和47年島根県告示第239号)の一部を次のように改正する。

平成20年 9月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表特別融資の部構造転換支援資金の項融資対象者の欄を次のように改める。

次の要件の(1)から(3)までの全てに該当する中小企業者若しくは組合であって構造転換に係る基盤強化のために既往借入金の借換資金を必要とするもの、又は次の要件の全てに該当する中小企業者若しくは組合であって構造転換に係る基盤強化のために既往借入金の借換資金を必要とするもの(以下この項において「原油高関連分対象者」という。)

- (1) 取扱金融機関等の支援体制が確保されていること。
- (2) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。
- (3) 構造転換に係る基盤強化により、業況の好転が明確に計画されていること。
- (4) 原油又は原材料価格高騰の影響により、直近月又は最近 3 か月において、売上総利益率又は営業利益率が前年同期に比して低下していること。

別表特別融資の部構造転換支援資金の項中「年2.65パーセント」の次に「(原油高関連分対象者については、年2.15パーセント)」を、「年2.50パーセント」の次に「(原油高関連分対象者については、年2.00パーセント)」を、「据置き」の次に「(原油高関連分対象者については、2年以内据置き)」を加える。

別表特別融資の部長期経営安定緊急資金の項融資対象者の欄を次のように改める。

経済的環境の変化により、一時的に売上の減少による業況の悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し、発展することが見込まれる中小企業者若しくは組合であって資金を必要とするもの、又は原油若しくは原材料価格高騰の影響により、一時的に収益の減少等による業況の悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し、発展することが見込まれる中小企業者若しくは組合であって資金を必要とするもの(以下この項に

において「原油高関連分対象者」という。)

別表特別融資の部長期経営安定緊急資金の項中「年2.35パーセント」の次に「(原油高関連分対象者については、年1.85パーセント)」を、「年2.20パーセント」の次に「(原油高関連分対象者については、年1.70パーセント)」を、「8年以内」の次に「(原油高関連分対象者については、12年以内)」を、「据置き」の次に「(原油高関連分対象者については、2年以内据置き)」を加える。

別表の注の1中「長期経営安定緊急資金」を「構造転換支援資金(原油高関連分対象者に係るものに限る。)及び長期経営安定緊急資金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年9月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成20年9月10日以後の申込みに係る融資について適用し、同日前の申込みに係る融資については、なお、従前の例による。